

中分類 37—計量器, 測定器, 測量機械, 医療機械, 理化学機械, 光学機械, 時計製造業

総 説

この中分類には、主として計量器、測定器および試験機、測量機械器具、医療機械器具および付属品、理化学機械、光学機械器具およびレンズ、眼鏡、時計などの製造に従事する事業所が分類される。主として電気計測器、電子応用測定装置を製造する事業所は中分類35—電気機械器具製造業〔それぞれ357および356〕に、理化学用のガラス器具および陶磁器を製造する事業所は中分類30—窯業、土石製品製造業〔それぞれ301および304〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

371 計量器、測定器、試験機製造業

3711 一般長さ計製造業

主として直尺、曲り尺、巻尺、畳尺などの長さ計の製造に従事する事業所をいう。主としてマイクロメーター、のぎす、ダイヤルゲージなどの工業用の長さ計は細分類3715に分類される。

○長さ計製造業；直尺製造業；曲り尺製造業；巻尺製造業；畳尺製造業；物差し製造業

×工業用長さ計（マイクロメーター、のぎす、ダイヤルゲージなど）製造業
〔3715〕

3712 体積計製造業

主としてます、メスフラスコ、ピペット、ビュレット、メスシリンドラー、血沈計などの体積計の製造に従事する事業所をいう。

○体積計製造業；ます製造業；ガスマーター製造業；水量メーター製造業

3713 はかり製造業

主として天びん、棒ばかり、ばね式指示ばかりなどのはかりおよび分銅、おもりの製造に従事する事業所をいう。主としてポツパースケール、バッチャヤプラントおよびベルトコンベヤー用自動ばかりに用いる工業用のはかりなどは細分類3715に分類される。

○はかり製造業；天びん製造業；棒ばかり製造業；台ばかり製造業；分銅製造業

中分類37—計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業

3714 温度計製造業

主として体温計、寒暖計、水銀温度計などの製造に従事する事業所をいう。主として工業用に用いられる温度計は細分類3715に分類される。

- 体温計製造業；寒暖計製造業；水銀温度計製造業
- ×工業用温度計製造業〔3715〕

3715 機械的測定機製造業

主としてマイクロメーター、のぎす、ゲージ、指針測微機、ねじ測定機、角度測定機、歯車測定機、面測定機、投影機、速度計、回転計、圧力計、顕度計、熱量計、流量計、液面計、密度計、濃度計、比重計、粘度計、特殊はかり、工業用温度計などの製造に従事する事業所をいう。

- 機械的測定機製造業；マイクロメーター製造業；のぎす製造業；ゲージ製造業；圧力計製造業；熱量計製造業；密度計製造業；比重計製造業；工業用温度計製造業；精密測定機製造業

3716 試験機製造業

主として材料の変形、硬さ、抗張力、圧縮、よ(燃)れ、弾性、疲労などの試験機の製造に従事する事業所をいう。

- 材料試験機製造業；金属材料試験機製造業；織布試験機製造業；織維試験機製造業；ゴム試験機製造業；合成樹脂試験機製造業；木材試験機製造業；つり合試験機製造業；制動試験機製造業

372 測量機械器具製造業

3721 測量機械器具製造業

主として陸地、航海および航空用の測量機械器具の製造に従事する事業所をいう。主として無線応用航法装置の製造に従事する事業所は中分類35〔3542〕に分類される。

- 測角測量機製造業；水準測量機製造業；写真測量機製造業；磁器コンパス製造業

373 医療機械器具、同付属品製造業

3731 医療機械器具、同付属品製造業（外科用、整形外科用器具を除く）

中分類37—計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業

主として外科用、獣医用、整形外科用、歯科用、内科用、その他の医療用機械器具の製造に従事する事業所をいう。

主として外科用、整形外科用補充品の製造に従事する事業所は細分類3732に、電気治療器具、レントゲン装置は中分類35〔3561〕に分類される。歯科医の注文によつて義歯、入れ歯を製造する歯科技工所は大分類L〔8853〕に分類される。

○外科医療機械器具製造業(超短波治療装置を除く); 内科治療機械器具製造業(超短波治療装置を除く); 整形外科医療機械器具製造業; 歯科医療機械器具製造業; 獣医用機械器具製造業; 聴診器製造業; 吸入器製造業; 注射器製造業; かん腸(灌腸)器製造業; 殺菌燈製造業

✗超短波治療装置製造業〔3569〕; レントゲン装置および器具製造業〔3561〕; 歯科技工所(歯科医の注文により製造するもの)〔8853〕; 体温計製造業〔3714〕

3732 外科用、整形外科用器具、他に分類されない人体保安装置製造業

主として外科用および整形外科用器具、付属品ならびに人体保安装置の製造に従事する事業所をいう。その主な製品は縫合用腸ひも、病院用および外科用消毒器具、義手、義足、副本木、下腹部支え、腕つり支柱、ギブスおよび他に分類されない種々の保護装置および付属品である。

主として外科、内科、歯科医療用機械器具の製造に従事する事業所は細分類3731に分類される。

○消毒用機械器具製造業(外科用のもの); 義手、義足製造業; 松葉づえ製造業; 副本木製造業(外科用のもの); ギブス製造業; コルセット製造業(医療用のもの); 義眼製造業; 義歯製造業

✗月経帯製造業〔2098〕; ガーゼ、ほう帯製造業〔2159〕; 脱脂綿製造業〔2098〕; 脱腸帶製造業〔2098〕; 紛創膏製造業〔2098〕; 眼帯製造業〔3969〕; 繊維製衛生材料製造業〔2098〕; 補聴器製造業〔3544〕

374 理化学機械器具製造業

3741 理化学機械器具製造業

主として他に分類されない科学研究用および教育用機械器具などの製造に従事する事業所をいう。主として医療用、歯科医療用機械器具の製造に従事する事業所は小分類373〔3731〕に、計量器、測定機および試験機の製造に従事する事業所は小分類371に、電気計測器の製造に従事する事業所は小分類357〔3571〕に、電子応用測定装置の製造に従事する事業所は小分類356に分類される。

中分類37—計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業

○研究用化学機械器具製造業；教育用理化学機械器具製造業

×顕微鏡製造業〔3751〕；望遠鏡製造業〔3751〕；電子顕微鏡 製造業〔3569〕；計量器、測定機製造業〔371〕；試験機製造業〔3716〕；電気計測機製造業〔3571〕；理化学用ガラス器具製造業〔301〕

375 光学機械器具、レンズ製造業

3751 顕微鏡、望遠鏡等製造業

主として顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラスなどの製造に従事する事業所をいう。主として眼鏡の製造に従事する事業所は小分類376〔3761〕に、電子顕微鏡の製造に従事する事業所は中分類35〔3569〕に分類される。

○顕微鏡製造業；望遠鏡製造業；双眼鏡製造業；拡大鏡製造業；オペラグラス製造業

×眼鏡製造業〔3761〕；電子顕微鏡製造業〔3569〕

3752 写真機、同付属品製造業

主として写真機および付属品の製造に従事する事業所をいう。主な製品は写真機、引伸機、複写機、フィルター、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマー、現象用タンクなどである。

○写真機製造業；写真複写機製造業；引伸機製造業；マガジン製造業；現像タンク製造業；三脚製造業(写真機用)；露出計製造業

×印画紙用原紙製造業〔243〕；写真用薬品製造業〔2697〕；写真用ガラス製品製造業〔301〕；レンズ製造業(光学用)〔3754〕；写真フィルム、乾板製造業〔2697〕

3753 映画用機械、同付属品製造業

主として映画用機械および付属品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は映画撮影機、映写機、幻燈機、現像機械、映写スクリーンなどである。

○映画撮影機製造業；映写機製造業；幻燈機製造業；映画現像機械製造業；映写幕製造業

×映画用フィルム製造業〔2697〕；スライド(幻燈機用)製造業〔3999〕

3754 光学機械用レンズ、プリズム製造業

主として光学機械用レンズおよびプリズムの製造加工に従事する事業

中分類37—計量器、測定器、測量機械、医療機械、理化学機械、光学機械、時計製造業

所をいう。

- 光学レンズ製造業；写真機用交換レンズ製造業；プリズム製造業
×眼鏡レンズ製造業〔3761〕

3759 他に分類されない光学機械器具製造業

主として他に分類されない光学機械器具の製造に従事する事業所をいう。

- 光度計製造業；照度計製造業；屈折度計製造業；光学測定器製造業

376 眼鏡製造業（わくを含む）

3761 眼鏡製造業（わくを含む）

主として眼鏡レンズの研磨（研磨）をおこなう事業所および眼鏡わく（枠），完成した眼鏡の製造に従事する事業所をいう。個人の注文により眼鏡を調製する事業所は大分類G〔4995〕に分類される。

- 眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）；眼鏡わく製造業；眼鏡製造業
×眼鏡店（個人の注文により調製するもの）〔4995〕

377 時計、同部分品製造業

3771 時計、同部分品製造業（時計側を除く）

主として電気時計を含む時計，時刻指示装置および時計部分品の製造に従事する事業所をいう。

主として購入せる機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として時計側の製造に従事する事業所は細分類3772に，時計ガラスを製造する事業所は中分類30〔301〕に，不破ガラスの製造は中分類39〔3969〕に分類される。

- 時計製造業；電気時計製造業；時計部分品製造業
×時計側製造業〔3772〕；時計ガラス製造業〔301〕

3772 時計側製造業

主として材料のいかんを問わず時計側の製造に従事する事業所をいう。

- 時計側製造業